

いじめの重篤化を防ぐために（改訂版）

1 はじめに

平成 23 年に滋賀県大津市で中学 2 年生の男子生徒がいじめを苦に自ら命を絶つという痛ましい事件が発生して 10 年以上が経ちます。この事件をきっかけに「いじめ防止対策推進法」が成立し、いじめを受けた児童生徒が不登校となったり、生命や心身等に重大な被害が生じたりした疑いがある場合を、「重大事態」と定義されました。学校や教育委員会は、事態に対処するとともに、同様の事態の発生防止のための調査を行うことが盛り込まれました。

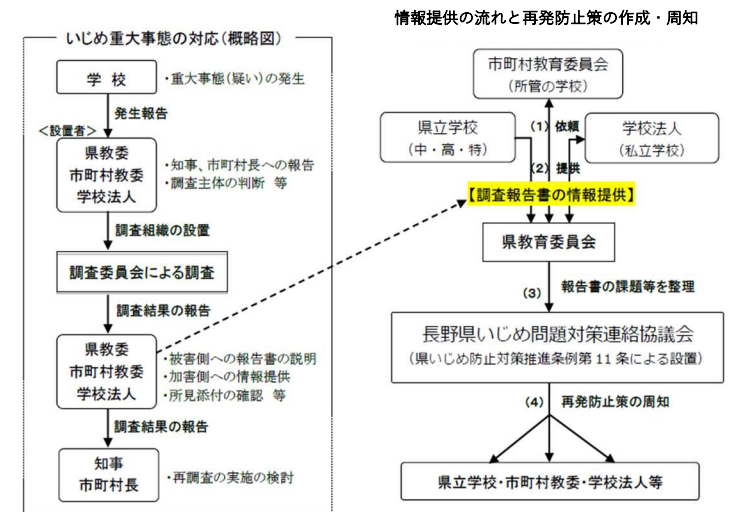
本県では「長野県いじめ防止対策推進条例」「長野県いじめ防止等のための基本的な方針」を策定し、よりきめ細かいいじめの認知、適切ないじめへの対処等の取組を積極的に進めてきているところです。また、各学校においては、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、すべての子どもが安心して生活できるよう、未然防止や早期発見の取組、組織的な対応等に取り組んでいるところです。しかしながら、全国的には、重大事態の発生件数は増加傾向にあり、いじめを重篤化させない取組が一層求められています。

2 本マニュアルについて

令和 3 年度の長野県いじめ問題対策連絡協議会において、市町村教育委員会等の協力を得ながら、いじめ重大事態の調査報告書の提言等から予防策を検討し、いじめの重篤化を防ぐための方策として、「長野県いじめ対応マニュアル～いじめの重篤化を防ぐために～」を作成しました。本マニュアルでは、すべての教職員が参考となるよう、いじめへの対応に沿って重篤化を防ぐ留意点を示しました。

令和 7 年度の長野県いじめ問題対策連絡協議会では見直しを行い、さらに、こども家庭庁・文部科学省『いじめの重大化を防ぐための留意事項集』（令和 7 年）では、初動対応の迅速性、仮判断の重要性、情報共有の徹底、被害・加害双方への心理的ケア、関係機関との連携強化が強調されていることを踏まえ、学校現場で実効性のある対応を行うための具体策をまとめ、改訂版として示します。

本マニュアルを活用し、全ての子どもたちが安心して安全な学校生活を送ることができるよう取り組んでください。



3 いじめの未然防止の視点

いじめの重篤化を防ぐためには、「いじめの起きにくい学級・学校づくり」等、日常の未然防止の取組がベースとなります。

取 組

<いじめの起きにくい学校・学級づくり>

○「学ぶことの楽しさやよさを感じる学習、実感をともなった学習」に向けた日々の授業の充実

- ▶ 「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指した授業改善と学習内容の確実な定着を図る。

○人間関係の固定化を防ぐ工夫

- ▶ 座席や班、活動グループのローテーションや地域や異学年等との交流等により、人間関係の固定化をやわらげ、閉鎖的なグループによる排他性を防ぎ、いじめの芽を摘んでいく。

○児童生徒が主体的に取り組む活動の位置付け

- ▶ 児童生徒が相手の感じ方や考え方を尊重したり、自分の思いや考えを伝えたりすることができるコミュニケーション活動を設定する。
- ▶ 他者や集団との関係の中で、自分の存在を価値あるものとして受け止める感覚：「**自己有用感**」が育まれるよう活動を工夫する。

(参考)・国立教育政策研究所 生徒指導リーフ leaf18 『『自尊感情』？それとも『自己有用感』？』 <http://www.nier.go.jp/shido/leaf/leaf18.pdf>

・長野県教育委員会「子どもの自己有用感を育むリーフレット

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/kokoro/shido/shiryo/ichiran.html>



個々の「自己有用感」が育まれることで、安心感や一体感が得られることから他者を攻撃する可能性が低くなり、誰もが安心できる集団へ。いじめが起きにくい集団へ。



<「いじめは絶対に許さない」という姿勢や取組>

○教職員の姿勢

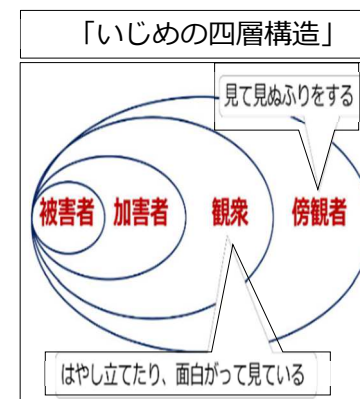
- ▶ 「いじめは絶対に許さない」、「いじめられてよい子は一人もない」という意識を強くもち、いじめ防止等に関する学校の考えや取組等を保護者や地域へ発信する。
- ▶ すべての教職員が常に人権感覚を高める努力をし、多様な子どもの価値観を理解するとともに、子どもの人権を尊重する。

○人権教育の充実

- ▶ いじめは当事者間だけの問題ではなく、集団として解決していく課題であることを伝え、「いじめは相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを法的な面からも指導する。
- ▶ 仲間内のじゃれ合いであったとしても、「やりすぎでは?」「何かおかしいのでは?」という違和感を持ち、それを行動として移せる力を育てる。(いじめへの感度を高める) 傍観者 から「気づき声を上げる人」へ
- ▶ 一人一人の違い(多様性、価値観)を互いに認め合えるよう指導する。
- ▶ 人権擁護委員や人権講師による人権教室等を開催し、様々な人の思いに触れる。

○特別な支援を必要とする児童生徒に対する理解と支援

- ▶ 本人がSOSを出しやすい方法(例:絵カード、ICT 端末、安心できる相談者等)を確保する。
- ▶ 児童生徒の発達特性にのみ注目し、いじめと認知しないことがないようにする。



- ▶ 保護者からの情報を丁寧に聞き取り、特性に応じた対応（例：合理的な配慮の提供状況、コミュニケーション方法、感覚過敏へ配慮等）を協議し、個人情報に配慮の上、支援に必要な事項を関係職員に共有する。

○保護者との連携・周知

- ▶ 子どもの成長した姿や活躍した姿、さらに伸ばしたい点等について日頃から保護者に伝え、子どもの状況を共有する。
- ▶ 学級学年 PTA や P T A 研修会、学級学年通信等様々な機会を活用し、いじめ問題への理解と意識を高める。
(参考)・長野県教育委員会 家庭向け「いじめ対応」リーフレット

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/kokoro/shido/shiryo/documents/25ijimeminogasanai.pdf>

- ▶ また、全ての保護者に対して、自校におけるいじめ対応が具体的にどのように進められるのか周知

- ・学校における暴力やいじめ、いじめが疑われる言動、いじめにつながりかねない言動、些細に思われるようなトラブルについては、一方的に被害者・加害者と決めつけず、
- ・双方やまわりの児童生徒から丁寧に話を聞き、児童生徒が互いのことを理解し合い、
- ・全ての児童生徒が、安心・安全かつ快適に過ごせる学校にするために、
- ・「〇〇学校いじめ防止対策方針」に従って対応を行う。

・「いじめ」という言葉には、人（世代や経験）によって思い描くイメージが異なる傾向があります。

・2013年(平成25年)「いじめ防止対策推進法」以降は、いじめとは、子どもが心や体に苦しさを感ずる行為のことであり、行為をした側の意図に関係なく、子どもの感じ方が大切にされるもの、と共通理解がされています。保護者間の認識のズレを解消し、いじめに対する共通の基盤に立てるようにしましょう。

※4月当初に教職員全員でいじめ対応について再確認をし、学校ホームページに掲載するとともに、入学式では新1年生の保護者も含めて直接説明し、4月の学校便り等にも掲載し、学級懇談や家庭訪問等があればその機会にも説明をする。

<児童生徒のいじめ防止等のための主体的活動の支援>

○児童生徒による、「自他の人権を守り、お互いを大切にする活動」等をサポート

例) いじめをテーマとした児童生徒集会、学級・学年・学校で児童生徒と共に SNS 利用に関するルールの話し合い 等

<SNS・デジタルリスクへの対応>

○SNS 利用に関する教育の充実

- ▶ ネット上のいじめや誹謗中傷の危険性を、専門機関等とも連携し、客観的事実と具体的事例で提示。
- ▶ 「書き込みは消えない」「匿名でも責任がある」などのリスクを理解させる。

(参考)・「GIGA ワークブック」

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/kokoro/shido/index.html>

○啓発活動の強化

- ▶ 保護者向け研修やリーフレットで、家庭でのスマホ利用管理やフィルタリングの重要性を周知。
(参考)・長野県教育委員会「正しい電子メディア機器の使い方を子どもと一緒に考えましょう!」

https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/kyoiku/shido/documents/r2_web.pdf

○早期発見につなげる仕組み

- ▶ SNS トラブル相談の周知
(参考)・長野県「信州ネットトラブルバスターズ」<http://himawari-nagano.net/netliteracy/index.html>
- ▶ 必要に応じて地域の専門機関（警察、児童相談所、ICT 支援員）と連携するマニュアル等を整備。

4 いじめへの対応

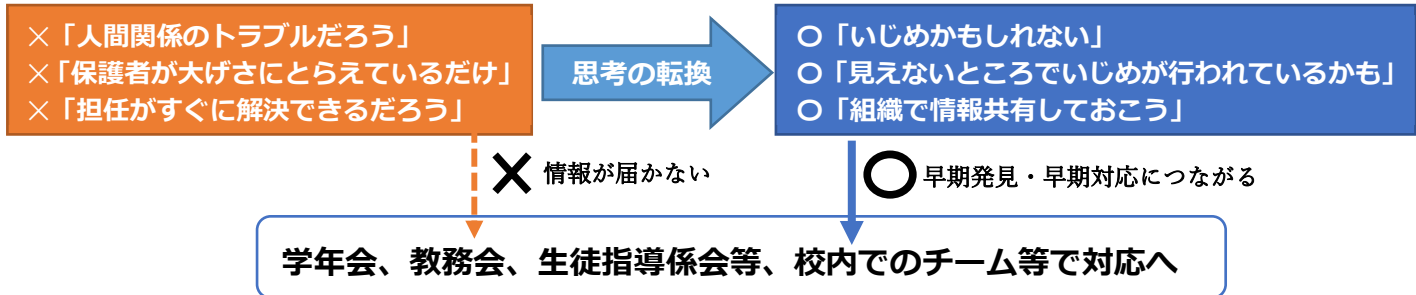
	取 組	重篤化を防ぐための留意点
① 早期発見	<p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">様々な方法で、児童生徒の変化をキャッチすることが重要</p> <p><教職員による情報収集、気づきの感度を高める></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎日の観察や声掛けによる反応など、信頼関係を築きながら児童生徒の些細な変化をとらえる。 ・ 声のトーン、表情、態度、体調、食欲など、言葉以外のサインをキャッチする。 ・ 児童生徒に対し「思い込みをしていないか、SOS を見逃していないか」等を常に振り返る。 ・ 友人からの情報、児童生徒の連絡帳や生活記録、保護者とのやり取り等から、気になった情報は記録する。 ・ 仲間内での遊びやじゃれ合いであったとしても、被害感情があるかもしれないという姿勢で観察し、聞き取る。 <p><アンケートの実施・活用></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒の実態や発達段階に配慮した内容・方法（記入場所や回収方法等）になっているか点検し、工夫をする。 （工夫例）・ 記入が見えない席の間隔 ・ 無記名や封筒に入れた回収 ・ 落ち着いて回答できる環境や時間帯の設定 ・ 欠席者や不登校児童生徒への配慮 ・ 一人一台端末の活用 など ・ 学校生活満足度（Q-U）、適応感についての把握（アセス）の結果も活用する。 ・ アンケートと個別面接を組み合わせた取組により、子どもとの信頼関係を築くことも有効。 （参考）「学校生活アンケートと5分間ショート面接」（http://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/kokoro/shido/shiryo/ichiran.html） <p><児童生徒が相談しやすい体制の整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日課等に教師と児童生徒が向き合う時間等を設けるなどして、気軽に相談できる体制をつくる。 ・ 学級内の様々な出来事を担任一人に任せることなく、また担任は一人で情報を抱え込むことなく、学年会等で共有し、複数の目で様々な角度から児童生徒の様子を把握する。 ・ いじめに関する相談の中には、担任には言いづらい児童生徒もいることから、養護教諭、スクールカウンセラー等との相談や学校外の相談窓口など、複数の相談先があることを児童生徒や保護者に伝える。 ・ 「SOS の出し方に関する教育」の実施により、身近にいる大人等にSOSを出しやすい環境づくりに取り組む。 ・ 相談窓口の案内は、校内掲示や家庭への資料配布、学校ホームページや一人一台端末のホーム画面への掲載など、様々な方法で周知する。 <p><家庭との連携></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭における児童生徒の様子は学校では知り得ない情報であり、いじめを把握する端緒として重要であることから、保護者からの訴えがあった場合は、その内容を丁寧に聞き取り、当該児童生徒の状況と周辺児童の様子や関係性について感度を上げて見守る。その結果を保護者と必ず共有する。 <div style="border: 1px solid green; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">様々な方法でキャッチした児童生徒の変化を、組織で共有することがいじめの早期発見につながります。</p> </div>	<p>◆いじめを継続的・組織的に見守っていくため、年度当初には「指導記録」や「個別支援シート」等から、過去のいじめの情報を、学年会や校内いじめ防止対策委員会等で共有しておくこと。</p> <p>◆いじめの早期発見のためには児童生徒のアンケート等が重要な資料となる。アンケート等の記録は、文書管理等の規程に基づき適切に保存すること。</p> <p>◆表面化しにくいいじめを見つけるため、いじめはどこにでも起こり得るものとして、相談を行う際には、教師は児童生徒に寄り添う姿勢をもつこと。</p> <p>◆家庭との連携を図るためにも、保護者からのいじめ（疑いを含む）の訴えがあった場合は、管理職も対応できるような状況を情報共有しておくこと。</p>

② 学校内の情報共有・組織的初期対応

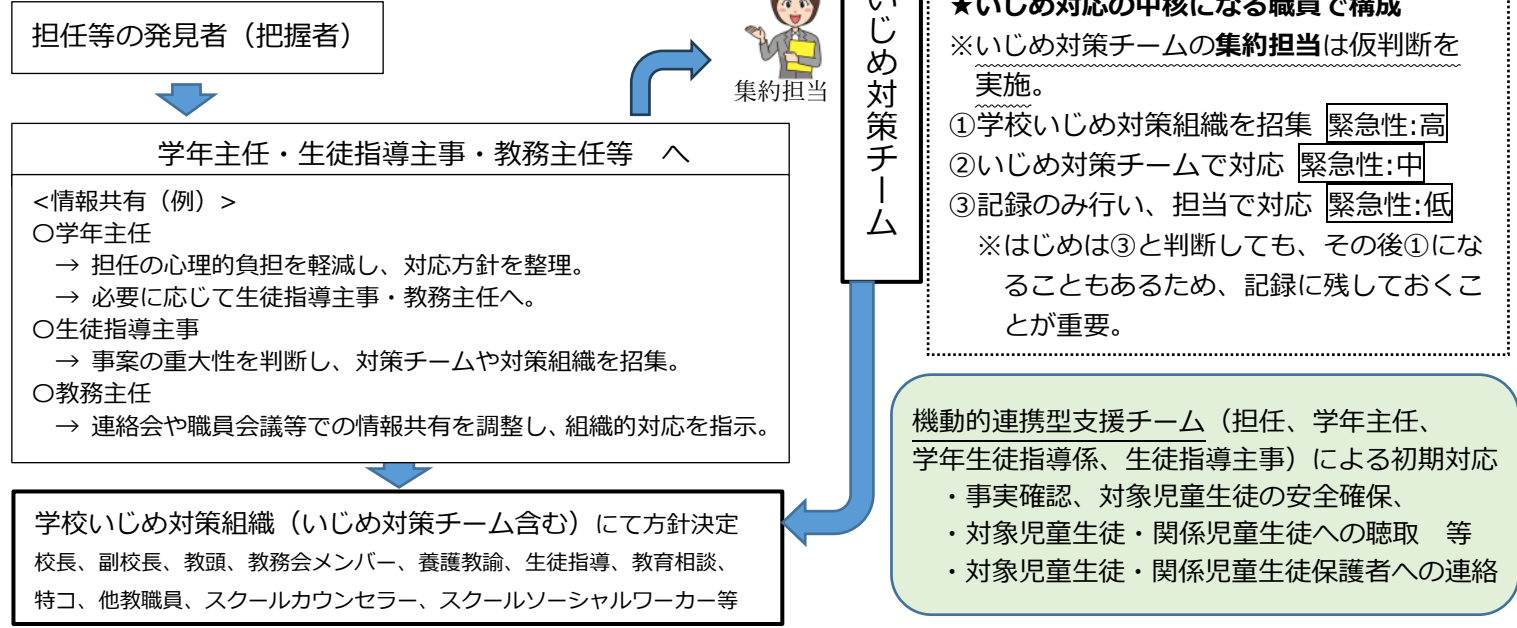
いじめか否かは『組織』で判断する → 「児童生徒同士のトラブル」や「いじめの疑い」であっても、情報はすべて「学校いじめ防止等の対策のための組織」に報告し判断する

<情報のとらえ方>

- ・「些細なトラブルだから、いじめではない」「様子を見よう」等の判断により、情報が共有されずに、いじめが重篤化することがある。
- ・組織での判断がなされるためには、情報のとらえ方において思考の転換が必要。



<情報共有・組織的初期対応の方法>



- ◆ 仲の良いグループでよくあるトラブルであっても、児童生徒の思いや訴え等を聞き取る機会を積極的にもち、その情報を組織で共有することで、多くの目で見守る態勢をつくること。
- ◆ いじめについて組織的に対応するために、また後の調査報告書等作成に備え、メモ等含め詳細な記録を残しておくこと。
- ◆ 対策組織での速やかな判断が難しい場合は、いじめへの対応が遅れないようにするために、集約担当による仮判断を行うこと。
- ◆ 聞き取りの内容を整理し、指導内容を検討するために、いじめの指導等に関する記録を一元化してまとめておくこと。
- ◆ 学校内の情報共有の方法について、職員間で共通理解しスムーズに運用できるようにしておく。

	<p><情報の記録></p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめと判断してからの記録では、改善に役立てることは困難。いじめか否かが判断される前の段階から記録を残す。 ・いじめの指導等に関する記録（いつ、誰が、誰に対して、どんなことを等）を組織的に情報共有するための様式を用意。 <div style="border: 1px solid green; padding: 5px;"> <p>参考様式：国立教育政策研究所作成（R3,11）「いじめ等対応記録ツール」</p> <p>➢ 追記が可能で記録の蓄積ができ、「児童生徒の問題行動等」調査用データの自動集計もできる。 https://www.nier.go.jp/shido/centerhp/sien/sien03.html> 生徒指導支援資料7「いじめに取り組む2」</p> </div>	<p>◆事案が確定していない段階でも、「いじめにより重大な被害が生じた疑い」「いじめにより相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」の段階から、重大事態として、対応していくことが必要。</p>
<p>※参考</p> <p>学校いじめ</p>	<p>（参考）学校いじめ対策組織</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>いじめ防止対策推進法</p> <p>（第22条）学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。</p> </div> <p><組織での対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ○複数の教職員が個別に認知した情報を収集・整理・記録して共有（本マニュアルP6参照） ○進捗状況の確認。 ○いじめ問題への具体的対応方針の確認 <ul style="list-style-type: none"> ・関係児童生徒への事実確認のための聴き取りや、アンケート調査の実施（本マニュアルP7参照） ・関係生徒への指導・支援の体制の構築（本マニュアルP8参照） ・保護者との連携…保護者への初期連絡のタイミングと担当者。（本マニュアルP8参照） ・教育委員会や、外部専門機関との早期の連携（本マニュアルP9参照） ○いじめ解消の判断の実施（本マニュアルP8参照） 	<p style="border: 1px solid orange; padding: 2px;">重篤化を防ぐための留意点</p> <p>◆いじめの事案発生後の学校の介入の遅れ（教職員が介入する余地があったのに後手に回った）により、重大事態とならないよう、学校いじめ対策組織の活用が必要。</p>

③
い
じ
め
の
事
実
確
認

事実確認にあたっては、確認する内容や方法等について職員で共有し、聞き取りの結果の突き合わせを行い、正確な記録を残す

<聞き取りについて>

- ・教師の基本的な姿勢：起きてしまったいじめ（疑いも含む）の解消に向けて、出来事を思い出して整理することを目的に行う。困っていることがあると聞いた、困っている人がいるようだ、教えてほしいという姿勢を伝えて聞き取りに入る。
- ・聞き取りのプロセスを標準化し、質問内容・記録方法を共通化することで、対応の一貫性を保ち、情報の漏れを防ぐ（参考）・長野県教育委員会「聞き取りシート」

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/kyoiku/shido/documents/kikitoriyosheet.pdf>

ポイント

1 事実のみを聞き取ることに注力する。



「話を聞くと呼ばれたのに、質問ばかりで最後はあなたも悪いと決めつけられた…」



教師の仮説に適合するような質問を行わない。×「あなたが悪口を言ったんだよね」「そうではないよね」

- ・子どもの思いを十分聞き取れず、「言った、言わない」などの聞き取りに陥り、事実確認が困難になる

2 聞き取る側のスタンスを公平なものにする。



加害者「被害者側の話ばかり聞いて、自分たちの話はちゃんと聞いてもらえない！」



より正確に事実を把握するためには、加害者とされている子どもの状況や思いを聞くことが重要（暴力が伴わないいじめは特に）

- ・加害の子どもが指導に納得せず、後にいじめを潜在化させ、さらに重篤化してしまうこともある

※聞き取りの結果、状況の相違があった場合は、周囲の状況等わかる児童生徒にも聞き取りやアンケートを行う。

「学校いじめ防止対策組織」でいじめおよび重大事態の判断を行い、指導体制、指導方針を決定する。

（参考）・文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト」

https://www.mext.go.jp/content/20240830-mext_jidou01-000037829_4.docx

重
大
事
態
か
ど
う
か
の
判
断
※

◆事実確認が正確にされない状況では、被害・加害ともに指導が困難となるため、適切に聞き取りを行うこと。

◆特に「暴力を伴わない」いじめは、単純に加害者・被害者と決めつけることなく、それぞれ対応職員を置き、丁寧に聞き取りを行う。

➡「聞き取りシート」を活用
・聞き取り担当と記録担当の複数で聞き取る。

・人員不足のときは、本人の許可を得て録音することもある。

・聞き取りを行う際は、被害・加害に関わらず、落ち着いて話ができる環境等の配慮をする。

・聞き取った内容に関わる「現場での確認」や「証拠となる物品、ネット書き込み等の場合はスクリーンショット等で保存。

◆聞き取った記録は指導の際に重要な資料となるため、聞き取りシート等の記録用紙の保管は、文書管理等の規程に基づき適切に保存すること。

◆対応の遅れ等により学校の信頼を失う結果とならないよう、疑いの段階でも躊躇せず重大事態として判断して対応すること。

※事案が確定していない段階でも、重大事態としての対応が必要な場合もある（P6 参照）

④ 被害者・加害者等への支援・指導

**被害児童生徒・保護者が不安や孤立感を持たないように、安心して生活できるよう支援・ケアする
加害児童生徒には当事者意識を持たせ、かつ疎外感を持たせないように指導・ケアする**

＜被害児童生徒への支援・ケア＞

- ・つらい気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る
- ・学校全体で解決していく姿勢を示す
- ・定期的に面談を行い、いじめの状況を確認
- ・スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）による心理面等のサポートを行う



＜保護者への対応＞

- ・対応中も含め、まずは報告（即日）を行う
- ・正確な事実関係、支援の方針について伝える
- ・保護者の意向をふまえ、その後も定期的に連絡を行い、学校での状況を伝える
- ・保護者のつらい気持ちを受け止め、必要に応じSCやSSWとの面談でサポートに努める

＜加害児童生徒への指導・ケア＞

- ・被害者のつらく悲しい思いを伝え、よりよい解決につなげようとする思いをもたせる
- ・全職員で加害者を見守り、被害者との関係性の改善に努める
- ・イライラのはけ口が、いじめ行為としてあらわれる場合がある。SOSのサインとして受け止め、背景にも目を向け、SCやSSWの支援も必要に応じて実施
- ・加害者が孤立しないように配慮



＜保護者への対応＞

- ・正確な事実関係、指導の方針について伝える
- ・その後も定期的に連絡を行い、学校での状況を伝える
- ・子どもの変容を伝え、家庭での関わり方など助言する
- ・いじめを正当化したり被害感情を抱いたりする児童生徒には、多様な背景があることを配慮し、指導・支援する。

※一時的な措置として、被害者（加害者）が教室以外の場所で生活するような時には、心のサポートや学習保障を確実に行う。また、日々の気持ちを受け止める時間を確保し、自らが毎日どう感じていたか、教師は被害者（加害者）の日々の気持ちを受け止めることに努める。

＜学級、学年、全校児童生徒への指導＞

- ・「いじめは決して許されない」という姿勢を示す ※いじめの加害者へのいじめにつながらないように配慮
- ・聞き取り等いじめの解消のため協力をしてほしいことを伝え、教職員と児童生徒が一体となって取り組む
- ・当事者間だけの問題にとどめず、必要に応じていじめを抑止するための行動ができるよう周囲に働きかける

＜事後の見守り＞

- ・被害児童生徒が、安心して生活できるよう具体的な配慮を行う。
- ・いじめを見聞きしたまわりの児童生徒についても、その傷つきや時に罪悪感等に配慮し、必要なケアを行う。

◆いじめの対応は、被害・加害ともに児童生徒や保護者への丁寧な対応が必要なため、役割分担をしたチームで対応すること。

◆謝罪における留意点

- ・被害・加害両者の事実の認識が合致していること
- ・いじめの背景も含め両者の思いを丁寧に把握していること
- ・謝罪をした時点で「いじめの解消」としないこと

➤「いじめ解消」とは、以下2つの要件を満たすこと

- ・いじめに係る行為が3か月を目安に止んでいる
- ・被害児童生徒が心身の苦痛を感じていない

◆いじめの背景が具体的にどのようなものであるか把握（アセスメント）した上で、発達上の特性や家庭的な課題が影響している場合は、丁寧な対応が必要なため、いじめの指導だけでなく、SCやSSW、児童相談所等専門機関による継続的な支援につなげること。

地域の関係機関と連携し、積極的に専門的な見地からサポートをうける

<地域における関係機関等との連携>

- ・いじめ対応関係機関 一覧表の作成 (例) ※地域の実情に応じて関係機関等の内容は変わります。
 - 定期的に連携する機関と連絡を取り、協力体制を構築しておく。
 - 年度当初、全ての保護者に対して、自校におけるいじめ対応が具体的にどのように進められるかの中で周知
 - 指導・支援途中でも関係機関に相談し、専門的な見地から積極的にサポートをうけることで、重篤化を防ぐことにつながる。
 - コミュニティスクール(学校運営協議会制度)を積極的に活用し、学校の問題を地域と共有するとともに、多職種の人材をいじめの問題に関わっていただくことも検討する。

	関係機関	所在・連絡先	担当者	特 徴
教育機関	〇〇町教育委員会		係長 〇〇 指導主事〇〇	フットワーク軽く学校に来てくれる、対応相談
	スクールカウンセラー		〇〇SC	心理的ケア、医療連携
	スクールソーシャルワーカー 教育事務所	〇〇教育事務所	〇〇SSW 学びの共創課	福祉支援、保護者サポート、医療連携 対応相談
福祉機関	〇〇町子育て支援センター		〇〇保健師	保護者へのサポート
	児童相談所		地区担当〇〇	虐待や家庭問題への調査や支援機関
	保健福祉事務所 民生児童委員		担当〇〇 主任児童委員〇〇	母子福祉 地域での家庭支援
その他	PTA		PTA 会長〇〇	PTA からの支援
	学校ボランティア			校内見守り支援が可能
	警察署		生活安全課	対応相談(暴力、ネット等)
	法務少年支援センター 法務局 〇〇病院(発達相談)			対応相談 再発防止のための教育的支援 人権擁護委員 人権擁護の視点からの助言 児童精神科 学校・家庭と連携した取組

学校いじめ対策組織の一員として、地域の関係機関からの参加を検討すること。

5 参考 「いじめの重大事態」について

全ての教職員が、法に規定されている「重大事態」の定義を正しく理解し、いじめの対応にあたる必要があります。

◆ 「いじめ防止対策推進法」ならびに「(国) いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」より

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(生命心身財産重大事態)
 - 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(不登校重大事態)
 - 年間 30 日を目安とする。ただし、一定期間連続して欠席しているような場合などは迅速に報告、調査

※その他、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合

参考となる資料

1 重大事態(疑いを含む)と判断された場合、あるいは児童生徒、保護者から重大事態に至ったという申し立てがあった場合

学校は設置者への報告→学校又は教育委員会、学校法人による調査→被害者、設置者への調査結果の報告が必要になります。
詳細については下記を参照

- 文科省「いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂について」(令和 6 年)
 - ・ いじめの重大事態の調査に関するガイドライン改訂版(本文) https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1400142_00006.htm
 - ・ いじめの重大事態の調査に関するガイドライン改訂版(概要) https://www.mext.go.jp/content/20240830-mext_jidou01-000037829_2.pdf
 - ・ いじめの重大事態の調査に関するガイドラインチェックリスト https://www.mext.go.jp/content/20240830-mext_jidou01-000037829_4.docx
- 長野県教育委員会「いじめ防止等のための基本的な方針」平成 30 年改訂
 - ※参考 URL https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/kyoiku/shido/documents/ijime_hoshin.pdf

2 自死等緊急時

- 文科省「子どもの自殺が起きた時の緊急対応の手引き」平成 22 年
 - ※参考 URL https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2016/11/11/1304244_01.pdf

3 その他

- こども家庭庁・文部科学省「いじめの重大化を防ぐための留意事項集」「いじめの重大化を防ぐための研修用事例集」令和 7 年
 - ※参考 URL https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1414737_00022.htm